

令和2年10月5日

課外活動団体・サークルの皆様へ

理事（教学担当）村松 俊夫

課外活動制限緩和に向けてのロードマップの第3段階への変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止として、課外活動制限緩和に向けてのロードマップの段階を第3段階へ緩和することとしました。感染防止対策の徹底を図った上で、許可制により、試合、大会等への参加を認めることとします。新型コロナウイルスの感染拡大に対し、引き続き以下のとおり対応してください。

- 1 “3密”を避け、身体的距離（基本的に2m、運動する場合は5m（ウォーキング程度）から10m（ランニング程度））を保ってください。
- 2 個人の意思による不参加を認め、強要やその後の不利益な取り扱いをしないでください。
- 3 適宜検温を実施し、体調不良者は参加させないでください。
- 4 参加者の氏名、連絡先を把握してください。
- 5 通常の課外活動は、学内・学外を問わず、中止とする。
ただし、50人程度での活動で、「感染拡大防止対策に留意したサークル活動申請書（第3段階）」を提出し、許可を受けた団体等の活動のみ認めます。
- 6 第3段階では対外試合や大会への参加は、許可制とします。
(対外試合等に参加、試合形式の練習を行う場合は、事前の許可（個別承認）が必要です。)
- 7 サークル活動に伴う懇親会、会食、宿泊を伴う活動は禁止とします。
- 8 当分の間トレーニング室は、利用停止とする。
- 9 サークル新歓行事は、禁止とする。ただし、オンラインでの新歓活動に限り容認する。

※活動時に本ルール of 全てまたは一部の事項の遵守がなされず、感染防止策が十分講じられていないと大学が判断した場合、学内施設利用禁止や活動停止等の処分がなされる可能性があります。

添付 課外活動制限緩和に向けてのロードマップ

山梨大学課外活動制限緩和に向けてのロードマップ

・各サークル等の代表者は、「感染拡大防止対策に留意したサークル活動申込書」を提出してください。これを確認された団体が活動を行うことができます。

要件 時期・段階	活動の要件(●励行要件・✖禁止要件) 各段階の活動は、この要件を満たした範囲内で許可されます。		
	今後の県内状況の変化や第2の緊急事態宣言等により活動の段階が戻ること及び活動禁止になることがあります。		
活動場所	第1段階 5人以内での活動 (5月22日～6月30日)	第2段階 概ね20人程度までの活動 (7月1日～10月5日)	第3段階 概ね50人程度までの活動(10月6日～)
	屋外 (グラウンド、テニスコート、 弓道場、広場等)	<ul style="list-style-type: none"> ✖身体接触は禁止 ●マスク着用 ●身体的距離の確保 ●活動前後の石鹸手洗い／または手指消毒 ●共用物の消毒の徹底 ✖学内・学外を問わず対外試合/試合形式の練習等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ✖原則的に身体接触は禁止 ●マスク着用／または身体的距離の確保 ●活動前後の石鹸手洗い／または手指消毒 ●共用物の消毒の徹底 ✖学内・学外を問わず対外試合/試合形式の練習等は禁止
屋内 (体育館、武道場、 小体育館等)	活動・利用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ✖原則的に身体接触は禁止 ●マスク着用／または身体的距離の確保 ●活動前後の石鹸手洗い／または手指消毒 ●共用物の消毒の徹底 ●常時2方向以上の換気を行う ✖向かい合って大声で発声や声援、歌唱等は禁止 ✖多人数で呼気が激しくなる運動は禁止 ✖学内・学外を問わず対外試合/試合形式の練習等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ✖長時間にわたる、密接または身体接触を伴う活動は禁止 ●マスク着用／または身体的距離の確保 ●活動前後の石鹸手洗い／または手指消毒 ●共用物の消毒の徹底 ●常時2方向以上の換気を行う …………… …………… ✖許可を得ない対外試合/試合形式の練習等は禁止(許可制)
室内 (多目的ホール、 音楽練習室、和室、教室、 更衣室等)	活動・利用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ✖原則的に身体接触は禁止 ●マスク着用／または身体的距離の確保 ●活動前後の石鹸手洗い／または手指消毒 ●共用物の消毒の徹底 ●常時2方向以上の換気を行う ✖大声で発声や声援、歌唱等は禁止 ✖対面での管楽器の演奏は禁止 ✖呼気が激しくなる運動は禁止 ●更衣室等の使用は、少人数、短時間、マスク着用 ✖更衣室等での会話は禁止 ✖学内・学外を問わず対外試合/試合形式の練習等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ✖長時間にわたる、密接または身体接触を伴う活動は禁止 ●マスク着用／または身体的距離の確保 ●活動前後の石鹸手洗い／または手指消毒 ●共用物の消毒の徹底 ●常時2方向以上の換気を行う ✖向かい合って大声で発声や声援、歌唱等は禁止 ✖対面での管楽器の演奏は禁止 ✖多人数での呼気が激しくなる運動は禁止 ●更衣室等の使用は、少人数、短時間、マスク着用 ✖更衣室等での会話は禁止 ✖許可を得ない対外試合/試合形式の練習等は禁止(許可制)

【共通事項】(R2.10.5追記)

- ※ “3密”を避け、身体的距離(基本的に2m、運動する場合は5m(ウォーキング程度)から10m(ランニング程度))を保ってください。
- ※ 個人的意思による不参加を認め、強要やその後の不利益な取り扱いをしないでください。
- ※ 適宜検温を実施し、体調不良者は参加させないでください。
- ※ 参加者の氏名、連絡先を把握してください。
- ※ 大音量での音楽は、自粛してください。
- ※ サークル活動に伴う懇親会、会食、宿泊を伴う活動は禁止とします。
- ※ 部室は、荷物の取り出しで2名までの入室のみ認めます。
- ※ 当分の間、トレーニングルームは、使用できません。
- ※ 上記要件以外の活動方法については、“新しい生活様式”を遵守し、各競技団体・協会等のガイドラインを参照してください。
- ※ 対外試合等に参加、試合形式の練習を行う場合は、事前の許可(個別承認)が必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う課外活動に関する対外試合等の指針

令和2年10月5日

山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議

山梨大学（以下「本学」という。）では、課外活動について、対策が十分に取られていると本学が認めた課外活動団体に関し、この対策を遵守することを条件として活動を許可しています。

活動の許可を得た課外活動団体が、学外の団体等と合同で実施する試合、大会等（以下「対外試合等」という。）に参加しようとする場合は、原則下記の参加要件をすべて満たし、本学が許可したものに限り、参加を認めることとします。

記

1 参加要件

- (1) 主催者が各種スポーツ団体・連盟等明確であり、対外試合等に関する新型コロナウイルス感染防止対策を十分にとっていると本学が判断したものに限ること。
- (2) 対外試合等の会場が、山梨、静岡、長野県のいずれかであること。
- (3) 宿泊を伴わず、日帰りで行うこと。

※上記3要件を満たせない場合には、個別に相談の上、許可を得ることができる。

2 参加申請

(1) 提出書類

- ① 対外試合等参加申請書（別記様式）
- ② 対外試合等の実施要項等（対外試合等の概要・参加者・新型コロナウイルス感染防止対策が確認できるもの）

(2) 提出期限

許可を必要とする日の1週間前まで

(3) 提出先

教学支援部学生支援課学生支援グループ（Y号館2F、7番窓口）

医学域事務部学務課学生グループ（管理棟1階）